

電気供給業を行う法人の事業税について

平成30年7月 鳥取県

収入金課税について

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）の固定価格買取制度による売電などの電気供給業を行う法人については、各事業年度における収入金額を課税標準とする「収入割」により法人事業税を申告納付する必要があります。

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

① 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

② 控除すべき金額

次の収入金額等をいいます。

- 国または地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却収入金額
- 不用品の売却収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料 等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金
- 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（※）
- 特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額（※）
- 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（※）

（※）適用事業年度がありますのでご確認ください。

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

原則：建設業などの所得金額を課税標準とする所得課税事業を行う法人が、電気供給業を併せて行う場合は、両事業について区分経理を行い、法人事業税の「所得割」と「収入割」を申告納付してください。

区分経理の：従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の**軽微なもの**であり
例外 従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の**附帯事業**として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業に含めて主たる事業の課税方式により申告することができます。（地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）第3章4の9の9）

所得課税事業と併せて行う電気供給業（主たる事業は所得課税事業）が以下の要件のいずれにも該当する場合は、「区分経理の例外」を適用し、課税標準を全て所得金額として「所得割」により法人事業税を申告納付することができます。

平成30年10月1日以降に開始する事業年度から、以下の要件に照らして「区分経理の例外」の適用を判断してください。

（1）「附帯事業」

主たる事業を維持又は促進することを目的とする事業で、具体的には次のいずれかに該当するものをいう。

ア. 発電事業により生ずる総電力の半分以上を主たる事業に消費しているもの。

イ. 電気契約と主たる事業の商品・サービスがセット販売されること又は電気契約により主たる事業の商品・サービスが値引きされることで、主たる事業の販売促進に貢献しているとみなせるもの。

（2）「軽微なもの」

電気供給業の売上が、所得課税事業の売上の1割以下であること。

※ 所得課税事業と併せて電気供給業を行う法人が、法人事業税の申告にあたり使用する課税標準の適用については、裏面のフローチャートでご確認ください。

お問い合わせ先

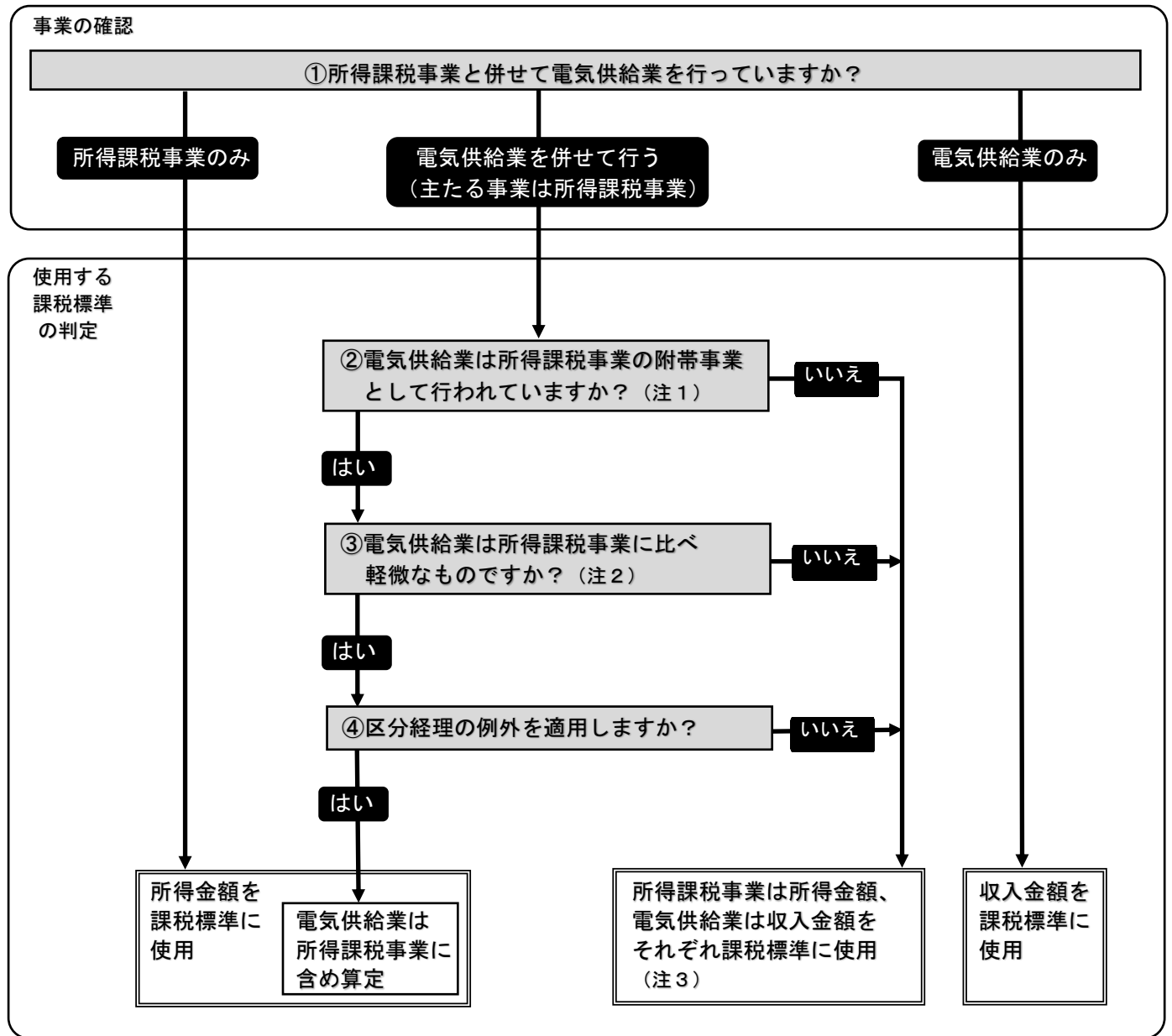
鳥取県総務部税務課 課税担当

電話：0857-26-7053

鳥取県東部県税事務所課税課 事業税担当

電話：0857-20-3515

使用する課税標準の適用について



(注1) 「附帯事業」とは所得課税事業を維持又は促進することを目的とする事業をいいます。

具体的には次のア又はイに該当するものをいいます。

ア. 発電事業により生ずる総電力の半分以上を主たる事業に消費しているもの。

※消費電力量は、総発電電力量から売電電力量を差し引く等により算出してください。

イ. 電気契約と主たる事業の商品・サービスがセット販売されること又は電気契約により主たる事業の商品・サービスが値引きされることで、主たる事業の販売促進に貢献しているとみなせるもの。

(注2) 「軽微なもの」とは電気供給業の売上が所得課税事業の売上の1割以下であるものをいいます。

(注3) 各事業部門に関する経理は区分して行ってください。

両事業部門に共通する収入金額又は経費等がある場合には、これらを妥当と認められる基準により按分して、両事業部門に配賦します。